

平成21年度戦略的技術支援事業【戦略的基盤技術高度化支援事業】公募要領の一部変更に係る新旧対照表（傍線部分は変更部分）

変更後	変更前
<p>平成21年度戦略的技術支援事業【戦略的基盤技術高度化支援事業】公募要領</p> <p>< P 4 2. (1) ></p> <p>上記以外の変更がある場合は、法認定の変更が必要となります。<u>法認定申請（変更認定申請含む）は随時受け付けしており、本事業に応募するための法認定申請（変更認定申請含む）の締め切り日は、5月15日（金）（本事業の締め切り日と同じ）とします。</u></p> <p><u>なお、審査の結果、法認定申請（変更認定申請を含む）が認定されなかった場合は、本事業の応募に対する採択は行われません。法認定申請を行う場合は、できるだけ早めに各経済産業局等にご相談ください。</u></p> <p>< P 6 3. (3) ② ></p> <p>(ア) 法第4条第1項に基づき経済産業大臣（経済産業局等の長）の認定を受けたことを証明する書類（認定通知書）の写し及び認定を受けた特定研究開発等計画を記載した申請書（中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行規則第一条に基づく申請書類）の写し一式（各1部）。<u>（認定申請中の場合は、認定申請書の写し一式（各1部））</u></p> <p>(イ) 法第5条第1項に基づき、認定を受けた計画を変更した場合は、その変更後の書類一式（変更の認定通知書を含む。）を添付してください。複数回変更を行っている場合は、最終変更分のみを添付してください。<u>（変更認定申請中の場合は、変更認定申請書の写し一式を添付してください。）</u></p> <p>< P 3 1 ② ></p> <p>法第4条第1項に基づき経済産業大臣（経済産業局等の長）の認定を受けたことを証明する書類（認定通知書）の写し一式（1部）<u>（認定申請中の場合は、認定申請書類の写し一式（1部））</u></p> <p>法認定を受けた特定研究開発等計画を記載した申請書の写し一式（1部） （法第5条第1項に基づき認定を受けた計画を変更した場合は、その変更後の書類一式を添付。複数回変更を行っている場合は、最終変更のみを添付のこと。）<u>（変更認定申請中の場合は、変更認定申請書類の写し一式（1部））</u></p>	<p>平成21年度戦略的技術支援事業【戦略的基盤技術高度化支援事業】公募要領</p> <p>< P 4 2. (1) ></p> <p>上記以外の変更がある場合は、法認定の変更が必要となり、本事業への応募は変更認定後でなければなりません。</p> <p>なお、認定申請（変更申請含む）は随時受け付けしておりますが、本事業に応募するための認定申請（変更申請含む）の締め切り日（3月上旬～中旬予定）については、各経済産業局等にあらかじめご確認ください。</p> <p>< P 6 3. (3) ② ></p> <p>(ア) 法第4条第1項に基づき経済産業大臣（経済産業局等の長）の認定を受けたことを証明する書類（認定通知書）の写し及び認定を受けた特定研究開発等計画を記載した申請書（中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律施行規則第一条に基づく申請書類）の写し一式（各1部）。</p> <p>(イ) 法第5条第1項に基づき、認定を受けた計画を変更した場合は、その変更後の書類一式（変更の認定通知書を含む。）を添付してください。複数回変更を行っている場合は、最終変更分のみを添付してください。</p> <p>< P 3 1 ② ></p> <p>法第4条第1項に基づき経済産業大臣（経済産業局等の長）の認定を受けたことを証明する書類（認定通知書）の写し（1部）</p> <p>法認定を受けた特定研究開発等計画を記載した申請書の写し一式（1部） （法第5条第1項に基づき認定を受けた計画を変更した場合は、その変更後の書類一式を添付。複数回変更を行っている場合は、最終変更のみを添付のこと。）</p>